

い と い が わ 市

農業委員会だより

糸魚川市内の昨年の水田の賃借料参考額

令和2年1月から令和2年12月までに締結・公告された農地(田)の賃貸借における10a当たりの賃借料の水準は次の表のとおりです。

「賃借料情報」は賃借料の範囲を定めるものではありません。賃借料は土地の形状や用水の経費負担など個々の事情を勘案して貸し手・借り手の間で話し合い決めてください。



令和2年賃借料情報

(田 10a当たり)

地区名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆数)
浦本地区	—	—	—	—
下早川地区	10,900	17,500	3,600	360
上早川地区	8,200	13,500	2,600	211
大和川地区	9,800	14,500	7,000	53
西海地区	7,500	11,800	2,700	287
糸魚川地区	12,500	18,000	7,800	33
大野地区	9,400	15,700	2,900	85
根知地区	11,500	15,900	5,000	58
小滝地区	—	—	—	—
今井地区	11,000	17,300	5,000	43
磯部地区	9,300	15,700	3,500	187
能生地区	—	—	—	—
能生谷地区	14,000	23,500	4,400	491
木浦地区	—	—	—	—
青海地区(全域)	—	—	—	—

〈補足〉・データ数は集計に用いた契約筆数です。申請件数の少ない地域は表示していません。

・著しく高額または低額な契約、無償の賃借契約はデータから除外しています。

農地を農地以外にする場合には手続きが必要です

農地を農地以外にすることを「農地転用」といい、農地転用する場合は、農地法の許可が必要です。

農地を農地以外にする

- 住宅を建てる ●駐車場にする ●資材置場にする など

転用許可の方法は2種類あります。

- 1 農地法第4条
農地の所有者自らが、その農地を転用する場合
- 2 農地法第5条
農地の所有者から農地を買う又は借りてその農地を転用する場合

※田を畑に変更する場合、また、農地に農業用施設を設ける場合も届け出が必要です。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地



宅地



知っていますか？

農業者年金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- ☒ 60歳未満
- ☒ 年間60日以上農業に従事している
- ☒ 国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)



特徴

- ・保険料は全額社会保険料控除の対象
- ・生涯受け取ることができる終身年金
- ・仮に80歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

40歳までの加入なら一定要件を満たせば保険料補助が受けられます

一定要件を満たせば、月額最高1万円の保険料補助が受けられます。(35歳以上の方は月額最高6千円)

後継者がいなくても受給できます！

現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する確定拠出方式です。

後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する年金額に影響はありません。

※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付けによる経営継承も可能です。



農業者年金のお問い合わせは 農業委員会事務局へ (TEL.025-552-1511)

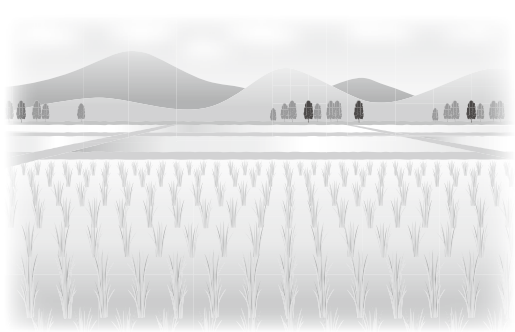
下限面積要件 (農地を買ったり借りたりできる条件)

農地法では、耕作目的で農地を売買・貸借する場合、取得後の耕作面積の合計が50a(北海道は2ha)以上にならないと許可が受けられないこととなっています。

ただし、地域の平均耕作面積や遊休農地の状況などから、農業委員会が「別段の面積」を定めた場合はその面積が基準となります。

糸魚川市農業委員会では、旧市町を単位に、右の表のとおり別段の面積を定めています。

**農地の賃借、
売買、交換については、
農業委員会事務局へ
お問い合わせください。**



区 域		別段の面積
糸魚川地域	浦本地区	10a(1反)
	下早川地区	20a(2反)
	上早川地区	20a(2反)
	大和川地区	10a(1反)
	西海地区	10a(1反)
	糸魚川地区	10a(1反)
	大野地区	20a(2反)
	根知地区	10a(1反)
	小滝地区	10a(1反)
	今井地区	20a(2反)
能生地域	磯部地区	20a(2反)
	能生地区	10a(1反)
	能生谷地区	20a(2反)
	木浦地区	10a(1反)
青海地域	青海地区 (大字田海、寺地など)	10a(1反)
	須沢・今村新田地区	10a(1反)
	歌・外波地区	10a(1反)
	市振地区	10a(1反)
	上路地区	20a(2反)

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします



●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料/月700円

全国農業新聞は、
農業及び農政の現状を中心に、
農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

申込みは 糸魚川市 農業委員会事務局まで

令和3年度 糸魚川市農作業標準料金表

1. 農作業 標準賃金

(単位:円)

作業区分	基準	賃金	摘要
一般作業(標準賃金)	8時間/日	8,200	・まかない(食事)なし ※ただし、作業内容・程度により受委託者間で協議する。

2. 農業機械作業 標準料金(消費税含む)

作業名	機械等	区分	基準	作業料金	摘要
水田耕起	トラクター	未整備田	10a	7,600	・「整備田」とは土地改良法に基づく整備田とする。
		整備田	10a	6,800	
水田代かき	トラクター	未整備田	10a	8,600	・1枚10a未満のは場は5割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	8,200	
田 植	田 植 機	未整備田	10a	8,100	・湿田、倒伏など作業条件の悪い場合は5割を上限として割増を加算する。ただし、著しく条件が劣悪な場合は、この限りではない。
		整備田	10a	7,300	
田 植	側条施肥田植機	未整備田	10a	9,100	・補助作業は標準料金外とし、受委託者間で協議する。
		整備田	10a	8,400	
稲刈り	コンバイン	未整備田	10a	22,500	・側条施肥田植機は肥料代を含まない。
		整備田	10a	19,700	
生もみ運搬	自動車等		玄米60kg	200	・道路受けとする。
乾 燥・調 製(粃 摺)		玄米60kg		2,300	・生粃については、水分30%以上は標準料金の2割を加算する。
		玄米60kg(色選利用)		3,100	
土改材散布	機 械		10a	1,180	・140kg/10a 散布基準
溝 切 り	乗用に限る		10a	1,540	・枕地を含め10aのは場で2往復、30aのは場で3往復とする。排水口へのつなぎ作業は委託者が行い、基本以上の溝を切る場合は協議する。
			30a	2,570	
畦 塗 り	機 械		1m当たり	50	・畔の片面

※耕地条件や作業内容等、実情により摘要事項を確認し両者で協議のうえ決定してください。また、作業料金は機械による作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決定してください。

3. 機械の移送料金

作 業 名	基 準		料 金	摘 要
トラクター・田植機・ コンバインの移送料	片 道 (1回当たり)	5km以内	2,900	・5km以上の場合の加算額は、受委託者間で協議する。

上記に記載した料金は、あくまでも目安です。実際の金額は耕地条件、稲の倒伏状況などにより、両者で協議のうえ決定してください。

糸魚川市農作業標準料金策定委員会